

第 9 回経済指標専門会議 議事概要

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 12 日（金）15:00～16:20
- 2 場 所 経済産業省別館 1012 号会議室
- 3 出席者 【学識経験者】河井委員、小巻委員、西郷委員、菅委員
 【関係府省等】内閣府、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
 経済産業省、国土交通省、日本銀行
 【事 務 局】佐藤総務省統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 「季節調整法の適用に当たっての基準」に関する方向性について
 (2) その他

5 議事概要

- (1) 「季節調整法の適用に当たっての基準」に関する方向性について

事務局から、資料 1、2 及び参考資料に基づき、「季節調整法の適用に当たっての基準」に関し、基準設定に係る背景・経緯・検討経過、基準（案）（別添参照）の内容及び基準設定を受けた今後の対応について説明が行われた後、審議が行われ、基準（案）の規定 a 及び b については原案どおり了承された。規定 c については、本日の意見を踏まえ、修正案を作成し、調整することとなった。

規定 c に関する委員等の主な意見は以下のとおり。

（規定 b と規定 c の関係）

- 規定 b と規定 c の違いは何か。手法を変えればその事実及び変更理由は当然公表するので、規定 c は規定 b に含まれてしまうのではないか。したがって規定 c を設ける必要性は乏しいのではないか。
 - 規定 b は、適用している手法の名称等の現状の公表を求めるものである。一方、規定 c は、特に重要な部分の変更を行う場合、変更内容等について別途、公表を求めるものである。
- 規定 b は恒常的に適用している手法等を公表するものである一方、規定 c は経済の大きな変動など突発的な事態への対応として手法等を変更するといったケースを想定しているものと考えられる。

（規定 c について）

- 規定 c の趣旨は、手法等を変更した際、新旧手法等による季節調整値を継続的な公表を求めるものではないとの理解で良いか。
 - 新旧手法等による季節調整値の継続的な公表を求めるものではなく、手法等を変更した際、過去の手法等により季節調整を行った場合、新手法等による場合と季節調整値がどの程度異なるかを一時点で公表してもらうという趣旨である。このような公表事例は、最近では内閣府の四半期 GDP 速報や総務省の家計調査で見られるところ。

- 手法の変更等、季節調整の大きな変更の際には、作成機関内部で新旧手法等による季節調整値の比較は当然行われるが、当該季節調整値をあえて公表する意義はあるのか。ダブルスタンダードとなりユーザーの混乱を招くことも考えられる。
 - 最近の内閣府や総務省の対応をみると、ユーザーからも求められたものと考え、手法等の変更時に新旧手法等による季節調整値の相違を公表するのは適当と判断し、基準案に盛り込んだものである。
- 既にあるデータについては、新旧の手法による季節調整値を算出して比較することは可能だが、季節調整替えて1年分の新しいデータが追加されたような場合には、旧手法や旧オプションによる季節調整替えを出す意味がなくなるケース（旧オプション等ではそもそも季節調整がうまくいかなかった結果、オプション等を変更した場合等）もあり得る。
- 手法等が変更になったことによる経済政策への影響に関する研究は、欧米諸国では相当程度行われており、日本では遅れている。この意味で、旧手法等による季節調整値を公表することには意義がある。また、ダブルスタンダードになるとの点については、利用者の多くを占める金融関係者等は新しい季節調整値しか関心がないので、そうした懸念は少ないと思う。
- 手法等を大きく変更した場合、変更内容等を公表すべきということはその通りだと思う。ただ、変更の影響さえ分かれば良いのではないか。具体的には、基準案中の「旧手法等～季節調整値を」を「変更の影響」と修正すれば意図は伝わるのではないか。新旧の手法による季節調整値の公表が適当であれば、その中に含まれるし、適当でなく他の内容を公表する場合でも対応可能な規定となると考える。
- 新旧手法による季節調整値の公表という具体的な形でないと様々なパターンが出てくるので不安な面もあるが、「変更の影響」というように修正しないと受け入れ難いというのであれば、それも一つの選択肢である。
- 基準案中の「旧手法等～季節調整値を」を「変更の影響」と修正する案については、柔軟な対応を可能とするものであること等から賛成である。

(その他)

- 今回の基準（案）において、平成9年の指針の中あった総務省が季節調整法に関する情報を一覧性のある資料にまとめて公表する旨の規定が削除されているが、その理由は何か。一覧性のある紙の資料も重要と考える。
 - 現在は、平成9年当時と異なりインターネットが普及していることから、総務省が季節調整法に関する情報を資料として取りまとめて公表しなくても、各府省がホームページにおいてきちんと情報公開すれば足りるものとして削除した。

(2) その他

次回の経済指標専門会議は、「企業物価指数の基準改定方針」を議題とし、来年1月に開催する予定であるとの連絡があった。

以上

(参考) 第9回経済指標専門会議に提示した「季節調整法の適用に当たっての基準」(案)

- a 季節調整法を適用する場合は、手法の適切性について国際的に一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する(X-12-ARIMA等)。
- b 季節調整法を適用する際の手法の名称、推計に使用するデータ期間、オプション等の選定内容及び選定理由、データの追加又は期間の追加に伴うオプション等の変更の頻度及び過去の季節調整値の変更の頻度等の季節調整法の運用に関する情報を季節調整値と併せてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- c 適用している手法、オプション等の選定内容を大きく変更するときは、変更内容及び変更理由、旧手法等による季節調整値と新手法等による季節調整値をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するなど、利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。